

## 新型コロナウイルス感染症の5類移行等に伴う千葉市の対応について

### 1 本市として対応を継続するもの

項目	現在の対応	5月8日以降の対応
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症相談センターを設置（毎日、9：00～19：00）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症相談センターを継続（毎日、9：00～19：00、9月末まで） 電話：043-307-1125</li> </ul>
医療機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCR検査等協力支援金（検査の実施により医師等が新型コロナに罹患し診療所業務を休止した場合の支援金）</li> <li>転院受入協力金（新型コロナ患者の転院を受け入れた病院への協力金）</li> <li>発熱等救急患者受入支援金（救急患者の受入れにより、医師等が罹患し、病棟を休止等した場合の支援金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCR検査等協力支援金は発熱患者等診察協力支援金（発熱患者を診療したことにより診療所業務を休止した場合の支援金）として継続（9月末まで）</li> <li>救急搬送を受け入れた医療機関に対する救急搬送受入支援金を新設（1件当たり3万円、9月末まで）</li> </ul>
高齢者施設等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規入所者が受けるPCR検査等の費用の一部を助成</li> <li>高齢・障害施設等の従事者向けに抗原定性検査キットを配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規入所者が受けるPCR検査等の費用の一部助成を継続</li> <li>高齢・障害施設等の従事者向けの抗原定性検査キットの配付を継続（9月末まで）</li> </ul>
感染者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>全数把握（医療機関や陽性者登録センターを通じて、全ての新規感染者数を把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定点把握（特定の医療機関からの報告により、1週間ごとに新規感染者数を把握）</li> </ul>
感染状況・感染対策等の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規感染者数や集団発生、感染者の死亡について、毎日発表</li> <li>感染対策等について、新型コロナウイルス週報を発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定点把握した感染状況を毎週ホームページ等で公表</li> <li>新型コロナウイルス週報は発行頻度を見直して継続</li> </ul>
ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>オミクロン株対応ワクチンによる追加接種の実施</li> <li>初回接種（従来型ワクチン）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加接種の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 5月8日から、高齢者や基礎疾患のある方、医療従事者等を対象</li> <li>➤ 9月以降は、初回接種を終えた5歳以上の方を対象</li> </ul> </li> <li>初回接種の継続</li> </ul>

## 2 5類移行に伴い対応が変わるもの

項目	現在の対応	5月8日以降の対応
外来医療費に係る公費負担	・検査費用・外来医療費（自己負担分）をすべて公費負担	・国が定めるコロナ治療薬のみ公費負担を継続（9月末まで）
入院医療費に係る公費負担	・入院医療費（自己負担分）をすべて公費負担	・高額療養費の自己負担限度額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする支援を継続（9月末まで）
自宅療養期間 自宅待機期間	・感染症法に基づく外出自粛要請（陽性者は発症後7日間かつ症状軽快後24時間、濃厚接触者は5日間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法に基づく外出自粛要請は終了</li> <li>➤ 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨</li> <li>➤ 発症後10日間が経過するまではマスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えていただくことを推奨</li> <li>・感染症法に基づく濃厚接触者の特定は終了</li> </ul>
市対策本部	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置	・新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止し、必要に応じて健康危機管理対策本部を速やかに設置

## 3 5類移行に伴い、法的根拠がなくなることから本市としての対応を終了するもの

項目	現在の対応
入院勧告・入院調整	・感染症法に基づく入院勧告や医療機関との入院調整を保健所等で実施
宿泊療養施設	・軽症者等が利用できる宿泊療養施設を運営（本日現在1か所）
自宅療養者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス、パルスオキシメーター貸出等を実施</li> <li>・健康観察センターで健康観察を実施、必要に応じて往診実施</li> </ul>